○山梨市お試しサテライトオフィス設置要綱

（趣旨）

第1条　この告示は、本市でのサテライトオフィス開設を検討している者にお試しサテライトオフィスを利用させるに当たり、適正な管理運営を行うため必要な事項を定めるものとする。

（お試しオフィス）

第2条　お試しサテライトオフィス（以下「お試しオフィス」という。）として活用する施設は、エコハウスやまなし管理及び運営要綱（平成22年山梨市告示第22号。以下「運営要綱」という。）第2条に規定される施設とする。

（管理）

第3条　お試しオフィスの管理は、市長が行う。

（利用要件）

第4条　お試しオフィスが利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、本市に本社を有する者及び暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準ずる者等は対象外とする。

（1）本市においてサテライトオフィスの開設を検討している法人及び団体

（2）本市において事務所等の開設又は起業を検討している法人及び団体

（3）その他お試しオフィスを利用させることが適当であると市長が認める者

（利用期間等）

第5条　お試しオフィスの利用期間は、１ヶ月以内とする。

（利用の手続き）

第6条　お試しオフィスを利用しようとする法人及び団体（以下「事業者」という。）は、利用を希望する日の14日前までに、利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定により利用申込があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（保険の加入）

第7条　前条の規定により利用許可された事業者（以下「利用者」という。）は、利用する期間において市の指定する火災保険に加入しなければならない。

（利用料等）

第8条　お試しオフィスの利用は無料とする。ただし、無料とする範囲は次に掲げるものとする。

（1）施設及び設備の利用料

（2）光熱水費

（3）通信料

（4）その他施設の維持管理に必要な費用

2　前項の規定にかかわらず、利用者自らが取り付ける設備等に関連する全ての費用については、利用者の負担とする。

（利用者の遵守事項）

第9条　利用者は、次の事項を守らなければならない。

1. 外出時は必ず施錠し、お試しオフィスの安全管理に努めること。
2. 火気の取り扱いに細心の注意を払うこと及びお試しオフィス（備付けの設備及び器具を含む。）を適切に取り扱うこと。
3. 清掃を適宜行い、ごみを適切に処理すること。
4. 敷地内で喫煙しないこと。
5. 前各号に掲げるもののほか、お試しオフィスを適切に管理し、及び環境を整備すること。

（行為の禁止）

第10条　利用者は、お試しオフィスにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 第三者に対し、お試しオフィスを転貸し、若しくは使用させ、又は第6条第2項の規定により許可を受けた権利若しくは許可書を譲渡すること。
2. 政治活動又は宗教活動その他これに類する行為を行うこと。
3. 動物（盲導犬を除く犬、猫、その他猛獣、毒蛇等）の飼育をすること。
4. 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
5. 前各号に掲げるもののほか、お試しオフィスの使用にふさわしくない行為を行うこと。

（報告、調査及び指示）

第11条　市長は、利用者に対してお試しオフィスの利用に関し必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

2　市長は、前項の指示に従わないとき、その他当該利用者による利用の継続が適当でないと認めるときは、利用の取消しを行うことができる。

（原状回復）

第12条　利用者は、その利用期間が満了したときは、直ちにお試しオフィスを明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通常の使用に伴い生じた消耗を除き、当該お試しオフィスを原状に復さなければならない。

2　利用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

3　市長は、利用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

（立入り）

第13条　市長は、施設の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要がある場合は、施設内に立入ることができるものとする。

2　利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する立入りを拒むことはできない。

（修理費等の弁償）

第14条　利用者は、その利用中に故意または過失により建物及びその他の施設を毀損若しくは滅失したときは、直ちに市長に報告し、その損害を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その費用を免除することができる。

　（事故免責）

第15条　お試しオフィスが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試しオフィスで発生した事故に対して、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（補則）

第16条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和３年２月２５日から施行する。